

一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律(平成6年法律第33号)の概要

1. 制定の背景

人事院の国会及び内閣に対する平成5年12月17日付の意見の申出にかんがみ、総実勤務時間の短縮、社会の高齢化等に対応した施策の展開等を図るため、一般職の職員の勤務時間、休日及び休暇について、制度の再編整理並びに休日代休制度及び介護休暇制度の新設を行い、一般職の職員の給与等に関する法律(昭和25年法律第95号)から分離して独立の法律を制定したものである。

2. 法律の概要

(1) 勤務時間に関する事項

- ① 職員の勤務時間は、休憩時間を除き、1週間当たり38時間45分とする。
 - 官執勤務職員(第6条第2項の規定の適用を受ける職員)
 - 土・日曜日は週休日とし、月～金曜日に7時間45分勤務。
 - フレックスタイム制適用職員(第6条第3項又は第4項の規定の適用を受ける職員)
 - 土・日曜日は週休日とし、単位期間ごとの期間につき1週間あたり38時間45分となるよう勤務。育児又は介護を行う職員等については、土・日曜日に加えて週休日を設けることができる。
 - 交替制等勤務職員(第7条の規定の適用を受ける職員)
 - 4週間ごとの期間につき8日の週休日を設け、当該期間につき週38時間45分勤務。ただし、当該割振りが困難な職員は、人事院と協議して、52週間を超えない期間につき週1日以上の割合で週休日を設け、当該期間につき週38時間45分勤務。
 - 船員(第11条の規定の適用を受ける職員)
 - 人事院と協議して、週40時間まで勤務時間を延長することができる。
- ② 週休日に勤務した場合、別の勤務日を週休日に振り替えることができる。
- ③ 各省各庁の長は、勤務時間を割り振る場合には、休憩時間を置かなければならない。
- ④ 勤務日において、研修等により通常の勤務場所を離れて勤務する職員については、当該研修等を命ぜられた時間を割り振られた勤務時間とみなす。
- ⑤ 各省各庁の長は、超過勤務を命ずることができる。

(2) 休日に関する事項

- ① 国民の祝日及び年末年始は休日とし、勤務を要しない。
- ② 休日に勤務した場合、代休日を指定することができる。

(3) 休暇に関する事項

- ① 年次休暇の日数は、1の年ごとに原則20日とする。
- ② 病欠休暇は負傷等の療養のための休暇とし、特別休暇は人事院規則で定める休暇とする。
- ③ 介護休暇の期間は、通算6月までの3回以下の期間内において必要と認められる期間とする。
- ④ 介護時間は、連続する3年の期間内において、1日の勤務時間の一部を勤務しないことが相当である場合の休暇とする。

(4) その他

- ① 人事院の権限及び責務、内閣総理大臣の責務及び各省各庁の責務等を定める。
- ② 非常勤職員の勤務時間及び休暇に関する事項については、人事院規則で定める。

3. 改正の経緯

平成6年9月1日(法律施行)	
平成14年4月1日(一部改正)	※ 介護休暇の期間を3月→6月に延長
平成21年4月1日(一部改正)	※ 勤務時間を週40時間→週38時間45分に短縮
平成22年4月1日(一部改正)	※ 超勤代休時間制度(月60時間を超える超過勤務に係る超過勤務手当の引上げ分の支給に代わる代休時間付与)の新設
平成28年4月1日(一部改正)	※ フレックスタイム制の対象を原則として全ての職員に拡充
平成29年1月1日(一部改正)	※ 介護休暇を請求できる期間を3回まで分割可能とし、介護時間を新設等